

松江市長の同意を得て任免する上下水道局、ガス局及び交通局の職員の範囲に関する規則及び地方公営企業法第39条第2項の規定による市長が定める職を定める規則の一部を改正する規則

(松江市長の同意を得て任免する上下水道局、ガス局及び交通局の職員の範囲に関する規則の一部改正)

第1条 松江市長の同意を得て任免する上下水道局、ガス局及び交通局の職員の範囲に関する規則(平成17年松江市規則第278号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>松江市長の同意を得て任免する上下水道局_____及び交通局の職員の範囲に関する規則</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書の規定により、管理者がその任免につきあらかじめ市長の同意を得なければならない上下水道局_____及び交通局の職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> 交通局 _____課長、室長、技師長、課長補佐</p>	<p>松江市長の同意を得て任免する上下水道局、<u>ガス局</u>及び交通局の職員の範囲に関する規則</p> <p>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書の規定により、管理者がその任免につきあらかじめ市長の同意を得なければならない上下水道局、<u>ガス局</u>及び交通局の職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)</u> <u>ガス局 局次長、技術専門監、課長、室長</u></p> <p><u>(3)</u> 交通局 <u>局次長</u>、課長、室長、技師長、課長補佐</p>

(地方公営企業法第39条第2項の規定による市長が定める職を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定による市長が定める職を定める規則(平成17年松江市規則第279号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 第 39 条第 2 項の規定に基づき、市長が定める 職を次のとおり定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 交通局 _____課長、室長、技師 長、課長補佐</p> <p>(3) 略</p>	<p>地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 第 39 条第 2 項の規定に基づき、市長が定める 職を次のとおり定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>ガス局 局次長、技術専門監、課長、 室長</u></p> <p>(3) 交通局 <u>局次長</u>、課長、室長、技師 長、課長補佐</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。